

○ 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年７月２４日

秋田県立秋田明德館高等学校長 田中 博光

１ 入札に付する事項

- （１）修繕名 体育館照明器具ＬＥＤ化修繕（秋田県立秋田明德館高等学校）
- （２）場 所 秋田県立秋田明德館高等学校（秋田市中通二丁目１番５１号）
- （３）期 間 契約日から令和８年１１月３０日まで

２ 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）秋田県暴力団排除条例第６条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係が有る者に該当しないこと。
- （３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- （５）秋田県建設業者等級格付名簿の「電気部門」に登載されていること。
- （６）競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。

３ 入札参加資格確認申請書等の提出

- （１）入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書を次により提出しなければならない。

① 提出書類等

入札参加資格確認申請書（様式第１号）

② 提出期間

令和８年７月２４日（金）から令和８年８月１８日（火）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第２９号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「休日」という。）および学校閉庁日（令和８年８月１０日（月）から令和８年８月１４日（金））を除く。

③ 提出時間

午前９時から午後４時まで

④ 提出場所

秋田県立秋田明德館高等学校事務室（明德館ビル３階）

⑤ 提出部数

1 部

⑥ 入札参加資格確認申請書の掲載

本公告と同時に秋田県立秋田明德館高等学校ホームページに公告日より掲載するものとする。

- (2) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあとにおいて入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届（様式第3号）を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
- (3) 契約担当者は、開札後に申請者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該申請者に対し、理由を明らかにした上で資格なしと決定した旨を通知する。
- (4) (3)の連絡を受けた者は、当該連絡の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

4 設計図書等の掲載

本修繕に係る契約書案、仕様書及び図面、金額を記載しない内訳書等（以下「設計図書等」という。）については、令和8年7月24日（金）から令和8年8月18日（火）までの期間、秋田県立秋田明德館高等学校ホームページに掲載する。

5 入札保証金

免除する。

6 契約保証金

落札者は、契約書の提出と同時に契約金額の10分の1以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一を付さなければならない。

- (1) 契約保証金（現金）の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書）の提供
- (3) 銀行等又は保証事業会社の保証

7 契約保証金の免除

契約担当者は、次の各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、開札予定日時に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 開札予定日時

令和8年8月19日(水) 午後 2時00分

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとする。

(5) その他

- ① 入札執行回数は、2回までとする。
- ② 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- (3) 審査により2 入札参加資格の要件全てを満たすことが確認できた者を落札者とする。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札
- (2) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (3) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (4) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 記名押印を欠く入札
- (8) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
- (9) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。

- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 修繕工事期間は、事情により変更することがある。
- (6) 入札参加者は、設計図書等を熟知しなければならない。
- (7) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (8) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則の定めるところによる。

12 問い合わせ先

課 所 名	秋田県立秋田明德館高等学校 事務室
住 所	秋田県秋田市中通二丁目1番51号
電話番号	018-833-1261